

(20)

登録の移転は、登録を受けている都道府県知事を経由して、移転先の都道府県の知事に申請する。

(21)

取引主任者が破産者となった場合は、本人がその日から30日以内に、登録をしている都道府県知事に届出を行わなければならない。

(22)

取引主任者証の提出を受けた都道府県知事は、事務禁止期間の満了後、提出者から返還の請求があったときは、直ちに取引主任者証を返還しなければならない。

(23)

取引主任者は、その登録が消除された場合は、速やかに取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

(24)

宅建業者の従業員である取引主任者は、正当な理由があれば、知り得た秘密を他に漏らしても守秘義務違反とはならない。

(25)

宅建業者は、契約書面を作成したときは、取引主任者により記名押印をさせなければならない。

専任でない取引主任者が記名押印をすることもできる。

(26)

営業保証金は、常に主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

(27)

宅建業者は、事業の開始後に支店を増設したときは、増加した支店分の営業保証金を供託し、その旨を免許業者に届け出た後でなければ、その事務所で業務を行うことができない。

(28)

営業保証金の還付の対象となるのは、宅建業者と宅建業に関し取引をしたことによって生じた債権である。

(29)

営業保証金の還付がなされ、政令で定める額に不足した場合には、宅建業者はその不足額を供託し、2週間以内にその旨を免許権者に届け出なければならない。

(30)

保証協会は、宅建業者のみを社員とする一般社団法人である。

(31)

保証協会は、弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、その日から1週間以内にその納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

(32)

保証協会の社員が一部の事務所を廃止したため分担金を返還する場合は、還付請求権者に対して、一定期間内に認証を受けるため申し出るべき旨の公告をする必要はない。

(33)

建物の売買の広告に当たり、当該建物の形質について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させる表示を行った場合は、取引が成立しなかったとしても、監督処分、罰則の対象となる。

(34)

宅建業者は、取引の相手方に対して、契約を締結する前に、営業保証金を供託した供託所及びその所在地について説明するようにしなければならない。

(35)

宅建業者は、宅地建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、遅滞なく、媒介契約書面を依頼者に交付しなければならない。

これは、専任媒介契約、一般媒介契約ともに同じである。

(36)

媒介契約に関する宅建業法の規定は、賃借の媒介・代理の場合は適用されないため、媒介契約書面の作成・交付をする必要はない。

(37)

専属専任媒介契約を締結した場合、依頼者は、その宅建業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない。

(38)

専属専任媒介契約を締結した宅建業者は、依頼者に対して1週間に1回以上、業務の処理状況を報告しなければならない。

(39)

宅建業者は、媒介契約書面に、標準媒介契約約款に基づくか否かの別を記載しなければならない。

これに違反した場合は、業務停止処分を受けることがある。

(40)

複数の宅建業者がひとつの取引に関与している場合は、すべての宅建業者が重要事項の説明をする義務を負う。

(41)

飲用水、電気、ガスの供給、排水のための施設の整備の状況は、買主が知っているか否かにかかわらず、重要事項として説明しなければならない。

(42)

天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めは、重要事項の説明事項ではない。

(43)

宅地の売買の場合、当該宅地が土壤汚染対策法で規定する形質変更時要届出区域内にあるときは、当該宅地の形質の変更について都道府県知事への届出が必要である旨を、重要事